

「新・グループ保険（あんしん）」
退職後継続加入制度のご案内

ご退職後も更新して制度加入を継続できます。
継続加入をお申込みいただきますようお願いいたします。

【退職後継続加入できる制度】

○グループ保険

災害保障特約付 年金払特約付 半年払保険料併用特約付
こども特約付 こども災害保障特約付 リビング・ニーズ特約付
新団体定期保険

○総合レジャー補償

傷害補償（MS&AD型）特約セット
団体総合生活補償保険

○医療保障保険

短期入院特約付 家族特約付 医療保障保険（団体型）



くご退職予定の方は、宮崎県学校生活協同組合（県立学校の方は宮崎県高等学校教職員組合）までご連絡ください。＞

退職後継続加入制度を利用いただける方

【退職日から保険期間終了（6月30日）までのお取扱い】

- ご退職日まで各保険に加入されている本人とその配偶者・こどもが対象です。
（6月30日にご退職される方は、【次期更新日（7月1日）以降のお取扱い】をご確認ください。）
- 配偶者・こどものみで継続加入はできません。
- 退職日以降、保険期間終了（6月30日）まで同一の保障内容で継続することができます。
- グループ保険・医療保障保険に保険期間終了（6月30日）まで継続いただいた方は、剰余金が生じた場合、配当金をお受取りになれます。

【次期更新日（7月1日）以降のお取扱い】

- 退職後、保険期間終了（6月30日）まで加入された本人とその配偶者・こどもが対象です。
ただし、本人については、宮崎県学校生活協同組合加入・利用規程（退職組合員用）の第2条により、宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を保有していることが必要です。
【宮崎県学校生活協同組合加入・利用規程（退職組合員用）第2条】
在職中に学校生活協同組合員であり、45歳以上の公立学校共済組合員・市町村職員共済組合員またはその他の各公務員共済組合員であることと下記を条件とします。
（1）出資金は、3万円以上（現職時の出資金を継続）とします。
3万円未満の方は、3万円まで増資をしていただきます。
（2）利用代金の支払いは原則としてゆうちょ銀行（郵便局）または、九州労働金庫の口座振替とします。
なお、請求案内は毎月の金額の変更がない場合、初回のみとします。
※宮崎県学校生活協同組合の継続加入の手続きと同時に口座の登録が必要となります。
（3）組合員証はIDカードかMC機能付カード（本人カード）とします。
（4）原則として宮崎県内に住所を有すること、かつ、居住していることとします。ただし、県外へ転居し、『グループ保険退職後継続加入制度』に加入される場合、『グループ保険退職後継続加入制度』に限り、加入を認めます。
- 継続加入できる更新日現在の最高年齢は、在職中と同様の取扱いとなります。（パンフレット4ページ参照）
- グループ保険で退職後継続加入いただける保障額には制限があります。
コース変更が必要な方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。
ご退職時に加入されていたコースの保障額を超えることはできません。またグループ保険については、退職後継続加入いただけるコースは月払のみ（H・J・K・L・Mコース）です。したがって退職後継続加入いただけるコースは、ご退職時のご加入コースにより以下のとおりとなります。

ご退職時のご加入コース	ボーナス払併用			S A～H	J	K	L	M
	D1～H1	J1	K1					
退職後継続加入いただけるコース	H・J・K・L・M	H※・J・K・L・M	J※・K・L・M	H・J・K・L・M	J・K・L・M	K・L・M	L・M	M

※J1コースからHコース、K1コースからJコースへの変更は、災害保障特約部分が増額となりますので、「申込書兼告知書」の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる方がお申込みいただけます。

- 在職中と同様、配偶者・こどもは本人の保障額を超えることはできませんので、本人のコースを変更される際にはご注意ください。
- 配偶者・こどものみで継続加入はできません。
- 本人がご退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

裏面もご覧ください。

【重要】退職後継続加入制度利用のご留意点

<学校生協への継続加入のお手続きについて>

■退職後継続加入制度は、ご退職後も宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を保有していることが加入条件となりますので、学校生協への継続加入のお手続きをお願いいたします。

<掛金について>

■3月末のご退職で退職後継続加入制度をご希望いただいた場合、現在のご加入内容における6月末までの掛金は、3月の給与で3カ月分（3～5月分）の掛金を一括で控除しますのであらかじめご了承ください。（そのため4～5月は掛金の振替はございません。）

次回更新日（7月1日）以降の掛金は、学校生協登録のゆうちょ銀行（郵便局）または、九州労働金庫の口座より6月から振替を開始いたします。

<ご加入コースについて>

■次回更新日（7月1日）以降のご加入コースを変更される方は、配付しております「申込書兼告知書」にて変更手続きをお願いいたします。

■表面にてご案内のとおり、グループ保険では、退職後継続加入いただけるコースに制限がございます。そのため、現在のご加入コースがD1～K1、またはS・A～Gの方は全てコース変更が必要となりますので、「申込書兼告知書」にて、必ず変更手続きをお願いいたします。

また、退職後継続加入のコース（本人）をLコースにされた場合、配偶者のご加入できるコースは350万円以下のコースに限られます。

また、Mコースにされた場合、配偶者・子どものご加入できるコースは210万円コースに限られます。

なお、保険年齢61歳からは、掛金年齢枠変更のため、契約内容を変更しなくても掛金が変わります。

新しい掛金等の詳細は、募集時に配付しておりますパンフレット等で必ずご確認ください。

■退職後継続加入制度ご加入後は、本人・配偶者・子ども全てグループ保険・医療保障保険のコース増額はできません。

【ご参考】月払掛金表

グループ保険

加入コース (死亡保険金額 (高度障がい保険金額))		性別	月払掛金（概算）		
			保険年齢		
			56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～69歳
本人	H 1,400万円	男性	S31.1.2生 S36.1.1生	S26.1.2生 S31.1.1生	S22.1.2生 S26.1.1生
		女性	7,812円	11,312円	18,200円
	J 1,050万円	男性	4,238円	5,666円	8,312円
		女性	5,896円	8,521円	13,687円
	K 700万円	男性	3,216円	4,287円	6,271円
		女性	3,981円	5,731円	9,175円
	L 350万円	男性	2,194円	2,908円	4,231円
		女性	2,065円	2,940円	4,662円
	M 210万円	男性	1,172円	1,529円	2,190円
		女性	1,298円	1,823円	2,856円
		男性	762円	976円	1,373円
		女性	210万円	210万円	210万円
配偶者	700万円	男性	3,831円	5,581円	9,025円
		女性	2,044円	2,758円	4,081円
	350万円	男性	1,915円	2,790円	4,512円
		女性	1,022円	1,379円	2,040円
	210万円	男性	1,148円	1,673円	2,706円
		女性	612円	826円	1,223円
ご自身	350万円	保険年齢3歳～22歳 (H6.1.2生～H26.1.1生) 一律 420円			
	210万円	保険年齢3歳～22歳 (H6.1.2生～H26.1.1生) 一律 252円			

医療保障保険

加入コース (入院給付金日額)		月払掛金（概算）		
		保険年齢		
		56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～69歳
本人	10,000円	S31.1.2生 S36.1.1生	S26.1.2生 S31.1.1生	S22.1.2生 S26.1.1生
	8,000円	6,880円	9,470円	13,440円
	5,000円	5,524円	7,596円	10,772円
配偶者 いも	5,000円	3,490円	4,785円	6,770円
	3,000円	3,390円	4,685円	6,670円
	3,000円	2,034円	2,811円	4,002円
いも	5,000円	1,080円	保険年齢 ～22歳 (H6.1.2以降生)	
	3,000円	648円		

●医療保障保険の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日（今回は2016年7月1日）から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。

●掛金は2015年10月16日現在の引受保険会社の保険料率に基づいております。

●医療保障保険の本人の月払掛金には、制度運営費100円（一律）が含まれています。

●グループ保険《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日（今回は2016年7月1日）から適用します。なお、グループ保険の掛金は、加入者数が所定の人数に達し、収支が良好な場合に適用される割引が適用されています。万一、加入者数が所定の人数を下回った場合や、収支が悪化した場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。また、当割引とは別に、総保険金額規模による割引が適用されており、上記グループ保険の掛金は、総保険金額が1,000億円以上5,000億円未満の場合の掛金になります。（2015年7月現在総保険金額約1,094億円。）総保険金額が減少した場合、掛金が高くなります。

●グループ保険の掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。グループ保険《子ども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。記載の掛金は、確定掛金を含め、2015年10月16日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

●グループ保険の本人の月払掛金には、制度運営費150円（一律）が含まれています。

●総合レジャー補償の月払保険料は、630円（一律）です（配偶者・子どもは除く）。保険料は、団体割引25%（加入者数5,000名～9,999名）、損害率による割引10%を適用しています。

●グループ保険と総合レジャー補償ではお支払いの対象となる給付事由や支払保険金額の算出方法、給付割合等が異なります。

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年末満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。（例：59歳7カ月の方の保険年齢は60歳となります。）

※ご加入のご検討に際しましては、パンフレット・特に重要なお知らせ（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）等にて必ず詳細をご確認ください。

宮崎県学校生活協同組合

TEL/0985-53-6011 TEL/（通話料無料）0120-29-6011

ホームページアドレス <http://www.scoop.or.jp/>

<引受生命保険会社> 日本生命保険相互会社（事務幹事会社）・太陽生命保険株式会社

<引受損害保険会社> あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（幹事保険会社）・損害保険ジャパン日本興亜株式会社

<損保取扱幹事代理店> 有限会社 学保

日本一団-2015-454-0429-T（H27.10.30）

日本一医-2015-454-0428-T（H27.10.30）

（2015年11月）B15-103001